

大分県報

令和四年
第三一〇号
五月二十四日

（火曜日）

目次

土地改良区の定款変更認可（二件）	一
指定予定保安林（二件）	一
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧	二
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴取事務の委託	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始（三件）	三
公告	四
ふぐ処理講習会の開催	四
土地改良区の役員の就退任	四
土地改良区の役員の就任	五
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示	五

○告示

大分県告示第二百三十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和四年五月二十四日

土地改良区名	所在地	認可年月日
大分県知事 広瀬勝貞	大分県知事 広瀬勝貞	令和四年五月二十四日
珍珠町土地改良区	珍珠郡珍珠町	令四・五・一二

大分県告示第二百三十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和四年五月二十四日

土地改良区名	所在地	認可年月日
大分県知事 広瀬勝貞	大分県知事 広瀬勝貞	令和四年五月二十四日
千町無田土地改良区	珍珠郡九重町	令四・五・一三

大分県告示第二百三十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和四年五月二十四日

- 大分県知事 広瀬勝貞
- 保安林予定森林の所在場所
佐伯市蒲江大字丸尾浦字大中山一六七番一〇、字滝内二八五番九〇、二八五番九一、二八五番一四六、二八五番一四八、二八五番一五一、二八五番一七三、二八五番一七八、二八五番一八〇、二八五番一八八、二八五番一九〇、二八五番二〇二
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。
令和四年五月二十四日

保安林予定森林の所在場所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 由布市湯布院町川西字中尾山四一七番一三、四一七番一四、字ソラ四一三五番から四一三九番まで、四一三九番二、四一四〇番一、四一四〇番三、四一四一番二、四一四二番、四一四三番、四一四五番、四一四六番一、四一四七番、四一四八番二、四一四八番三、四一五〇番、四一五四番、字下ノ田四一七八番一から四一七八番三まで、四一七九番一、四一七九番二、四一八〇番、四一八二番、四一九一番、字古野台四四八九番七、四四八九番一七、四四八九番二八

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字ソラ四一三五番・四一三六番・四一四〇番一・四一四〇番三・字下ノ田四一七八番二・四一七九番一・字古野台四四八九番七・四四八九番二八(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二

十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、令和四年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定めたので、当該指針案を令和四年五月二十四日から同年六月六日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。
なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。
令和四年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 名称

角埋山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

玖珠町大字森の角埋山鳥獣保護区のうち、角埋神社周辺部を含む天然林からなる面積五ヘクタールの区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

1 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

玖珠郡玖珠町のほぼ中央に位置している角埋山は、標高五百七十六メートルを有しており、全域を耶馬日田英彦山国定自然公園に指定されている。

また、当該地区にある角牟礼城跡とともに、おおいた遺産にも選定されており、地区の代表的な山として地域住民にも親しまれており、登山客も多く訪れている。植生は、タブ、アラカシ、アオキ、ケヤキなど大径木の原生林に覆われており、人工林が大半を占める周辺の森林からすれば、大変貴重な野生鳥獣の生息地・繁殖地であるため、今後適切な保護が望まれる。

3 管理方針

市民団体等の活動により歴史的景観を守りつつ、県職員、鳥獣行政推進員等による現場への巡視活動等を通じて、鳥獣の生息状況を把握し、生息環境の保護に努める。

五 縦覧場所

大分県農林水産部森との共生推進室

大分県西部振興局農山村振興部

大分県告示第二百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重本 悟

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

国道文殊山浜線	国東市国東町来浦字カチヤヅノ 一七九番三地从先から 国東市国東町来浦字カチヤヅノ 一七二番四まで	前	メートル 八・四 四・八	メートル 一七六・〇
	国東市国東町来浦字カチヤヅノ 一七九番三 国東市国東町来浦字カチヤヅノ 一七二番四まで	後	一・〇 七・二	一七六・〇

大分県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年五月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

佐伯市弥生大字床木字横谷二五〇八番三から
佐伯市弥生大字床木字横谷二四九八番一地先
まで

供用開始年月日

大分県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年五月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
国道臼木沖代線	中津市大字金手字平ツ丸十番八から 中津市大字一ツ松字赤紫一六二番二まで	令四・五・二四

大分県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年五月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

一般国道三八七号

宇佐市院内町斎藤字二田田一〇六〇番九から
宇佐市院内町斎藤字堀切一一〇二番三まで

令四・五・二四

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例(平成十七年大分県条例第十九号)第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 講習会の開催期日及び場所
- 1 開催日時 令和四年八月三十日(火曜日) 午前九時三十分から午後五時まで
なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。
- 2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分
- 二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
- 1 受付期間 令和四年七月二十五日(月曜日) から同月二十九日(金曜日) まで
- 2 受付場所
- 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地	役 名	氏 名	住 所
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内	理 事	後 藤 清 幸	竹田市大字中角八六一番地
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内	"	堀 藤 勝 志	" 大字上坂田六四三番地二
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内	"	工 藤 定 男	" 大字炭竈一一五八番地
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内	"	真 田 照 幸	" 大字吉田二〇五二番地二
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内	"	後 藤 勇	" 大字吉田一一〇番地
津久見市支部	津久見市港町一番二一号 津久見商工会議所内	"	工 藤 豊 彦	" 大字戸上六八八番地一
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内	"	佐 藤 憲 吉	" 大字今六八一番地一
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内	"	阿 南 俊 弘	" 大字田井一二九番地
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内	"	後 藤 則 昭	" 大字菅生一二三五番地二
		"	阿 南 哲 也	" 大字平田六〇七三番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、竹田市土地改良区(竹田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

役名	氏名	住 所	(就任役員)	
			役名	氏名
理事	阿南修平	竹田市大字吉田三七一番地一	大分県知事	広瀬貞
"	阿南哲也	" 大字平田六〇七三番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	坂梨宏之進	" 大字倉木一六八二番地	司城慶三	宇佐市大字江須賀八二二番地の二
"	後藤清幸	" 大字中角八六一番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	後藤 熙	" 大字上坂田二一四番地二	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	堀 慎司	" 大字玉来五五四番地二	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	岩本碩哉	" 大字刈小野二六八番地二	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	阿南哲志	" 大字吉田二二〇九番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	緒方寿至	" 大字戸上六九五番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	甲斐孝明	" 大字今一七四四番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	後藤則昭	" 大字菅生一二三五番地二	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	佐藤壽則	" 大字菅生五九一番地一	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
監事	渡邊一宏	" 大字吉田三三三番地四	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	大塚博士	" 大字植木一四七八番地二	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地
"	佐々木英二	" 大字入田二四六五番地	高牟禮 健治郎	" 大字下高一三番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年五月二十四日

令和四年五月二十四日

大分県報（公告）

五

（就任役員）
大分県知事 広瀬貞

役名 氏名 住 所

理事 司城慶三 宇佐市大字江須賀八二二番地の二

" 高牟禮 健治郎 " 大字下高一三番地

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所
大分県知事 広瀬貞

二 通知の要旨
令和四年五月二日付け大分県告示第二百七号により行った森林法第三十条の規定による通知

植木 末松 佐伯市役所